



犯罪被害者等支援活動の

お知らせ

◆犯罪被害者等支援活動について

警察では、犯罪の被害者等になられた方々のための相談窓口を設けて支援活動を行っています。

一人で悩まずに、ぜひご利用ください。

◆犯罪被害給付制度について

この制度は、故意の犯罪行為によって、ご家族の方を亡くされたご遺族、重傷病を負った被害者や後遺障害が残った被害者の方に対して、加害者から十分な損害賠償を受けることができなかった場合等において、国が給付金を支給するものです。

詳細事項及び申請の手続きについては、県警本部広報県民課または警察署警務係にお問い合わせください。

【警察の相談窓口】

名称	相談電話番号	相談の内容
犯罪被害者相談室	0120-870-783 ※携帯電話の場合は 058-277-3783	犯罪の被害に関する相談 平日 8:30 ~ 17:15
少年サポートセンター	0120-783-800	犯罪被害に遭われた少年に関する相談
ストーカー相談 110 番	0120-794-310	ストーカー被害に関する相談
警察安全相談室	# 9110 または 058-272-9110	犯罪の未然防止や生活の安全に係る警察への相談全般

◆9月20日付けで

安八交番所に配属となりました



くまのぼ 九万田 卓也 巡査  
犯罪検挙に努め信頼される警察官を目指します。よろしくお願ひします。

消防署だより

86

インフルエンザに

注意しましょう

インフルエンザが流行する季節がきました。日本では季節性インフルエンザが例年12月から3月頃に流行します。インフルエンザは流行性疾患であり、いったん流行が始まると、短期間に多くの人への感染が広がります。インフルエンザを予防する方法は以下が挙げられます。

◆流行前のワクチン接種

・インフルエンザワクチンは、感染した場合の重症化防止に有効と報告されており、わが国でも年々ワクチン接種をする方が増加しています。

◆外出後の手洗いうがい

・手洗いうがいは、手指などに付着したインフルエンザウイルスを物理的に除去するためには有効な方法です。

◆適度な湿度の保持

・空気が乾燥すると、のどの粘膜の防御機能を低下し、インフルエンザにかかりやすくなります。加湿器などを使って、適度な湿度(50~60%)を保つことも効果的です。

◆十分な休養と

バランスのとれた栄養摂取

・体の抵抗力を高めるために、十分な休養とバランスのとれた栄養摂取を日頃から心がけましょう。

◆人混みや繁華街への外出を控える

・インフルエンザが流行してきたら、特に高齢の方や基礎疾患のある方、疲労気味、睡眠不足の方は、人混みや繁華街への外出を控えましょう。防御策としてマスクを着用しましょう。

